

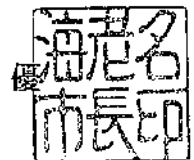


海老名市告示第285号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を実施します。

令和7年12月25日

海老名市長 内 野



市有財産の一般競争入札説明書

入札予定日：令和8年2月19日（木）

- 入札に参加を希望する方は、事前に入札参加申請書を提出してください。
（参加申請受付期間）

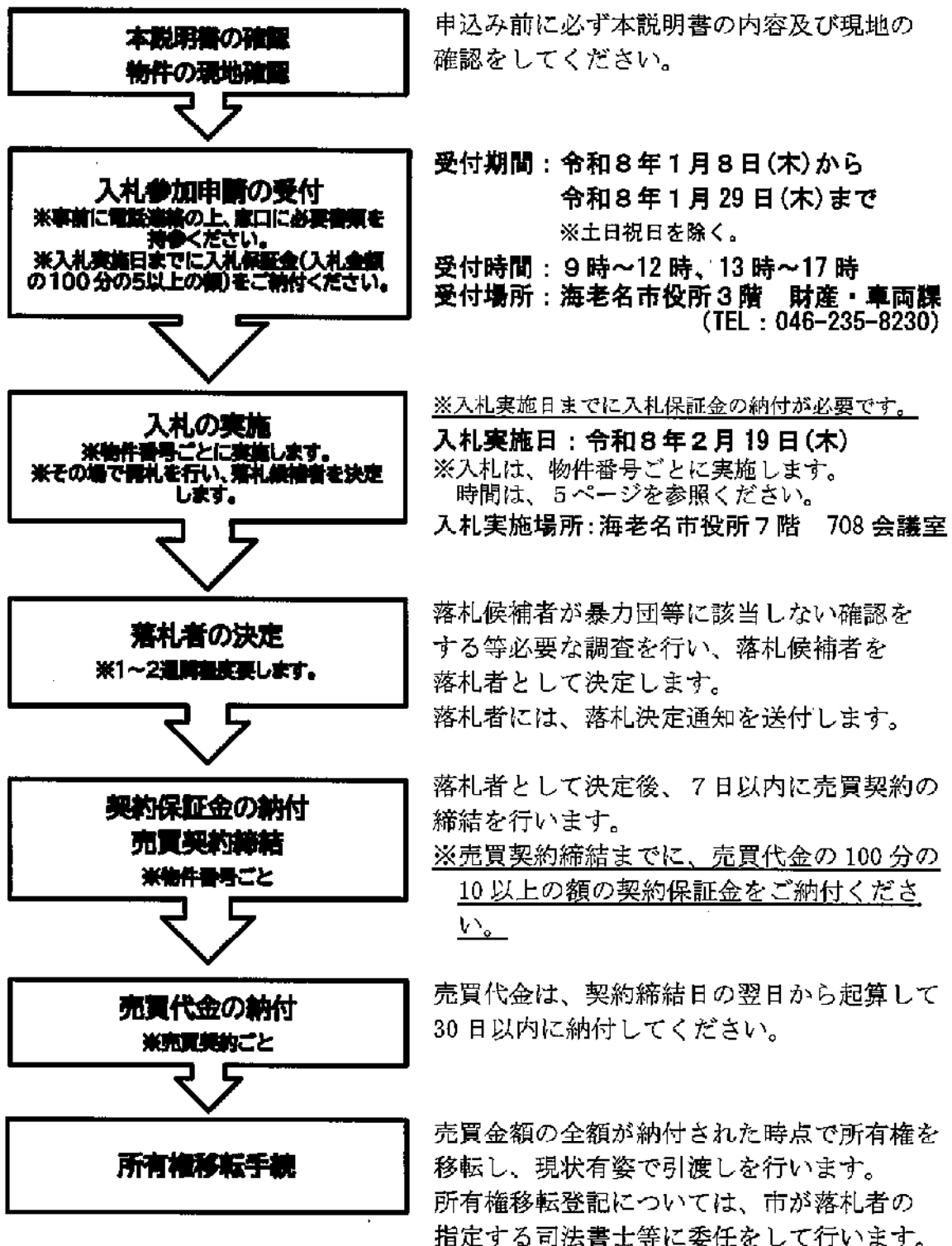
令和8年1月8日（木）から令和8年1月29日（木）まで

- 入札に参加される際は、この説明書をよくお読みいただき、記載内容や事前調整事項を十分把握したうえでご参加ください。

海老名市

財務部財産・車両課

《 事務の流れ(概要) 》



目 次

	ページ
1 入札物件（土地）	1
2 入札参加資格	1
関連法令等（抜粋）	2
3 入札参加申請	3
4 物件の現地確認	4
5 入札保証金	4
6 入札書に係る注意事項	5
7 入札及び開札の日時・場所	5
8 入札日の受付等	6
9 開札方法	6
10 入札の無効	7
11 落札者の決定	7
12 暴力団の排除	8
13 契約保証金と売買契約締結	8
14 売買代金の支払方法	8
15 所有権の移転、費用負担	9
16 契約条件	9
17 その他の留意事項	10
18 入札結果の公表	10
19 問い合わせ先	11

（別紙1）「市有財産売買契約書（案）」

（別紙2）「物件調書」

（様式1）「市有財産一般競争入札参加申請書」

（様式2）「入札書」

（様式3）「委任状」

（様式4）「入札保証金返還請求書」

（様式5）「海老名市暴力団排除条例にかかる誓約書」

1 入札物件（土地）

物件番号	所在地(地番)	公簿 地目	地 積 (㎡)		最低入札価格 (円)
			公簿	実測	
7(一)1	中央一丁目 380 番 4	宅地	502.50	502.50	180,900,000 円
7(一)2	河原口宿 286 番 1	宅地	262.19	262.19	37,755,360 円
7(一)3	河原口三丁目 150 番 1	宅地	220.57	220.57	60,434,730 円
	河原口三丁目 151 番 1	宅地	179.66	179.66	

※1 物件番号ごとに個別の一般競争入札により売却します。

※2 物件番号 7(一)3 は、2筆一括での売却となります。

※3 個別の条件が付されている物件もありますので、必ず（別紙 1）市有財産売買契約書（案）及び（別紙 2）物件調書によりその物件の詳細を確認してください。

なお、物件調書は物件を検討するための参考資料であり、現状と相違している場合は、現状を優先します。入札参加前に現地状況をご確認ください。

※4 上記物件等について、入札中止、内容変更をすることがあります。

2 入札参加資格

個人又は法人を問いませんが、日本国内に住所を有する者又は日本国内に本社若しくは営業所等を有する法人とします。

また、次に該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項の公有財産に関する事務に従事する職員
- (3) 海老名市暴力団排除条例(平成 22 年条例第 43 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 4 号に掲げる暴力団員等若しくは同条第 5 号に掲げる暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
- (4) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

※引用法令等の抜粋については、次頁に掲載しています。

【関係法令等（抜粋）】

○地方自治法施行令（昭和22年5月3日号外政令第16号）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなく契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

○海老名市暴力団排除条例（平成22年12月28日条例第43号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（～略～）

（契約事務における暴力団排除）

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）を当該事務の執行から排除するための必要な措置を講ずるものとする。

3 入札参加申請

入札に参加を希望する方は、(3)に記載する提出書類を(1)の期間に(2)の提出場所まで持参ください。電話、郵送による受付は、行いません。

※ 書類提出のほかに入札保証金の額をお伺いします。

※ 混雑緩和・待ち時間縮減のため、来庁される日時をあらかじめ電話によりお知らせください。連絡先：046-235-8230（海老名市財産・車両課管財係）

(1) 提出期間

令和8年1月8日(木)～令和8年1月29日(木)(※土日祝日を除く。)

受付時間：9時～12時 及び 13時～17時

(2) 提出場所

海老名市役所 財務部 財産・車両課 管財係（市役所本庁舎3階）

(3) 提出書類

物件番号ごとに各1部ずつご提出ください。

ただし、同一申請者が複数の物件に入札をする場合は、③～⑤の書類は、1部のみで結構です。

なお、共有名義で申請する場合は、個別にご相談ください。

① 市有財産一般競争入札参加申請書（様式1）※記名・押印が必要

② 委任状（様式3）※代理人により入札参加の申請を行う場合に必要

※1 委任者及び代理人とも印鑑登録済の印（実印）で押印し、
代理人の③と④（法人の場合）も提出してください。

※2 法人がその社員に委任する場合も委任状を提出してください。

③ 印鑑証明書（※発行後3ヶ月以内の原本）

④ その他証明書類（※発行後3ヶ月以内の原本）

●法人の場合：登記事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）又は
商業登記簿謄本

●個人の場合：住民票の写し

⑤ 国税、県民税及び市税に滞納がないことを証明する書類（※納税証明書等。発行後3ヶ月以内の原本。最新のものに限る。）

●法人の場合：国税、県税（法人事業税及び法人県民税）、法人市民税の
納税証明書

●個人の場合：国税、県税（県民税及び個人事業税）、個人市民税の納税
証明書の原本

(4) 申請書の受付

提出書類の確認後、入札参加申請書に受付印を押し、その写しを渡します
ので、入札当日に持参してください。

また、入札参加申請書受付後であっても、不正等が判明した場合は入札
に参加することができませんので、ご注意ください。

4 物件の現地確認

物件の現地説明会は、行いません。

物件状況については、各自の責任において必ず事前に確認をお願いします。

また、現地確認以外にも関係公簿等を閲覧するほか、十分な調査、確認を行ったうえで入札に参加してください。

※ 物件調書は物件を検討するための参考資料であり、現状と相違している場合は、現状を優先します。

※ 土地の外観等は自由に確認していただいて構いませんが、近隣住民等の迷惑にならないようご配慮をお願いいたします。

※ 物件番号7(一)1の敷地内(フェンス内部)をご覧になりたい場合は、お申し出ください。連絡先：046-235-8230(海老名市財産・車両課管財係)

5 入札保証金

入札にあたっては、入札保証金(※入札金額の100分の5以上)の納付が必要となります。落札しなかった場合は、還付します。

※入札金額とは、入札書(様式2)に記載する入札金額のことをいいます。

(1) 納入方法

市が発行する納付書により、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札前日までに納付してください。

恐れ入りますが、納付の際の手数料についてはご負担ください。

なお、入札保証金の納付については、領収書にある領収印をもって確認しますので、入札当日の受付の際に領収書原本を提示いただくとともに領収書の写しを提出していただきます。

(2) 還付方法

入札保証金の還付請求は、「入札保証金返還請求書」(様式4)を入札当日の受付の際に提出してください。(本説明書に掲載されている様式を使用してください。)

落札者以外の者が納入した入札保証金は、落札決定後、市が所定の手続きを行った後に指定された口座へ振込みます(1ヶ月程度を予定)。

※1 落札者が納入した入札保証金は、契約保証金に充当いたします。

※2 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札者が納入した入札保証金は還付せず、市に帰属することになります。

※3 入札保証金は、その受入期間について利子をつけません。

6 入札書に係る注意事項

- (1) 入札には所定の入札書（様式2）に必要な事項を記載し、入札書を長3封筒に入れ、物件番号、入札者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記（入札書（様式2）2ページのラベルを切り取って、これに記入し、封筒に貼付してください。）して、封緘印を押印してください。
- (2) 入札書には黒又は青色のボールペン又は万年筆等を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください（鉛筆や消せるボールペンは使用できません。）。
- (3) 入札金額は、入札書に右詰めで物件の金額を算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
また、金額については、訂正はできません。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状が必要です。
- (5) 事由のいかんにかかわらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

7 入札及び開札の日時・場所

(1) 日時 令和8年2月19日(木)

物件番号	所在地(地番)	入札時間	
		受付時間	入札開始時刻
7(一)1	中央一丁目380番4	午前11時00分～11時30分	午前11時40分
7(一)2	河原口宿286番1	午後1時30分～2時00分	午後2時10分
7(一)3	河原口三丁目150番1	午後3時00分～3時30分	午後3時40分
	河原口三丁目151番1		

- ※1 入札開始時刻は、進行状況により遅れる場合があります。
- ※2 受付時間に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。
- ※3 1者のみ参加の場合でも入札を実施します。

(2) 場所 海老名市役所 7階 708会議室

※入札会場への入室は、申請者又はその代理人の方のみとします。

8 入札日の受付等

受付の際には、到着した順番で次の書類等の確認を行います。

これらのうち確認できない書類があった場合には、入札に参加できませんのでご了承ください。

※①～④は受付にて提示いただき、⑤～⑧は受付に提出していただきます。

① 入札参加申請書の写し

② 入札書（様式2）が入っている封筒

③ 入札当日に出席する申請者又はその代理人の身分を確認できるものの原本

※1 法人の社員の場合は顔写真付きの社員証など

※2 ※1 以外の方は、運転免許証等の行政機関が発行する顔写真付きの身分証明書等

④ 入札保証金の領収書原本

⑤ ③（入札当日に出席する申請者又はその代理人の身分を確認できるもの）の写し

⑥ ④（入札保証金の領収書）の写し

⑦ 入札保証金返還請求書（様式4）

⑧ 海老名市暴力団排除条例に係る誓約書（様式5）

9 開札方法

（1）開札は、入札書投入後直ちに入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に立会わない場合には、市が指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

（2）開札の結果、有効な入札書について、個人の場合は「個人」であること（法人の場合はその名称）及び入札金額をその場で公表します。また、開札時に明らかに無効な入札書については、申請者の氏名（法人の場合はその名称）のみを読み上げ、無効である旨を伝えます。

10 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札の前に入札保証金を納入していない者の入札
- (3) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- (4) 入札書の記載事項が不明な入札、入札書に申請者又はその代理人の記名、押印のない入札
- (5) 金額欄に金額のないもの、金額が読みとれないもの等、入札金額が不明な入札書を提出した入札
- (6) 条件を付した入札書を提出した入札
- (7) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (8) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札
- (9) 申請者、代理人及び法人役員が暴力団等に該当する者の入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、この説明書に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

11 落札者の決定

- (1) 市の最低入札価格以上の最高額の有効な入札をした者をもって落札候補者とします。
- (2) 落札となるべき最高額が同額の申請者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって決定します。この場合において、「くじ」を引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない本市職員にくじを引かせます。
- (3) 落札候補者、落札候補者の代理人及び法人役員が、暴力団等に該当しない場合に、落札候補者を落札者として決定します。
- (4) 落札候補者の入札無効が確定した場合は、改めて、市の最低入札価格以上の価格で有効な入札をした申請者のうち、高額で入札した者から、順次、同様の落札者決定の手続きを進めますのでご承知おきください。

1 2 暴力団の排除

市は、神奈川県警察本部に落札候補者、落札候補者の代理人及び法人役員が暴力団等に該当するかを照会し、落札候補者、落札候補者の代理人及び法人役員が暴力団等に該当する場合は、落札候補者の入札を無効とし、書面にてその者に通知します。

1 3 契約保証金と売買契約締結

- (1) 落札者は、「1 1 落札者の決定 (3)」により市が契約の相手方とした際には、その旨の通知をしますので、通知を受けた日から7日以内に（別紙1）の市有財産売買契約書（案）により契約を締結しなければなりません。
- (2) 落札者は、売買契約締結より前に、「契約保証金」として売買代金の100分の10に相当する金額以上の額を市が発行する納付書により納付してください。
恐れ入りますが、納付の際の手数料等についてはご負担ください。
※ 入札保証金は契約保証金に充当しますので、契約保証金として納付する額は、入札保証金との差額となります。
- (3) 落札者が、契約期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納入した入札保証金は市に帰属することになります。
- (4) 落札者が契約に定める義務を履行しないときは、市は締結した市有財産売買契約を解除することができます。

1 4 売買代金の支払方法

- (1) 売買代金
落札者は、契約日から30日以内に、市の発行する納入通知書により売買代金として、契約保証金との差額を納入していただきます。
※1 契約保証金は、契約者が売買代金の支払いを行わないなど、契約者の義務を履行しない場合には、市に帰属することになります。
※2 契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。
※3 納付の際の手数料等については、ご負担ください。

1.5 所有権の移転、費用負担

- (1) 売買代金を完納したときに所有権の移転があったものとし、同時に物件の引渡しをしたものとします。
- (2) 物件は、現状有姿で引き渡すものとし、関係書類等をお渡しします。
- (3) 所有権の移転登記手続は、物件の引き渡し後、落札者が指定する司法書士等へ所有権移転登記嘱託に関する処理等を委任します。
- (4) 落札者は、所有権移転登記前にその物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (5) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税や嘱託登記に係る費用等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

物件番号	所在地(地番)	契約に必要な主な費用書類(※)		
		契約保証金	契約書貼付 収入印紙税	登録免許税
7(一)1	中央一丁目 380 番 4	物件番号ごとに 契約金額の 100 分の 10 以上	物件番号ごとに 印紙税法による (契約金額に より変動)	物件番号ごとに 登録免許税法に よる (土地評価額に より変動)
7(一)2	河原口宿 286 番 1			
7(一)3	河原口三丁目 150 番 1			
	河原口三丁目 151 番 1			

※ 主な費用については、それぞれ物件番号ごとの計算となります。

また、収入印紙税及び登録免許税については、それぞれ契約金額または土地評価額により変動するため、契約時に提示します。

1.6 契約条件

売買契約については、次の条件を付します。

また、売買契約については、個別の条件が付されている物件もありますので、必ず別紙1 市有財産売買契約書(案)及び別紙2 物件調査によりその物件の詳細を確認してください。

【条件】

1 維持管理等

落札者は、売買物件の敷地及びその敷地内に存する工作物、立木等の維持管理、解体、撤去、処分等を自らの責任と費用負担において行うものとする。

2 用途制限等

落札者は、売買物件を海老名市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

17 その他の留意事項

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (2) 土地利用及び建物を建築するにあたっては、建築基準法、県、市の条例のほか、関係法令等により指導がなされる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (3) 敷地内に残置する建築物、工作物、立木、建築物内外の物品、地下埋設物等の補修、改修、撤去及び再築造並びにこれらの費用負担等については、市は対応いたしません。
- (4) 地中埋設物調査は実施いたしておりません。物件調書に記載されている地中埋設物以外の地中埋設物が発見されたとしても市は履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。
- (5) 物件の敷地内及び敷地上空等に電柱（電柱・電柱付属物・電線等を含む）・支線等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。物件調書に特段の記載のない限り、市ではこれらについて対応いたしません。
- (6) 物件の敷地内（地中を含む）にゴミ、ガラ、碎石、廃材、切り株等が存在する場合、撤去及びその費用負担等については、市は対応いたしません。
- (7) 現状有姿での引き渡しにつき、現地の除草等及びその費用負担等については、市は対応いたしません。
- (8) 物件調書に特段の記載のない限り、土壤汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- (9) 現状有姿での引き渡しにつき、必ず事前に現地及び諸規則について調査確認を行ってください。
- (10) 土地利用に際しての、関係地権者や地域住民等との調整、説明、越境物等に関する関係地権者との協議はすべて落札者において行ってください。
- (11) この説明書に定めのない事項については、本市例規その他関係法令等の定めるところによります。

18 入札結果の公表

入札結果の確定後、落札者名、落札金額及び入札者数を市ホームページにて公開しますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額のみを公開します。

19 問い合わせ先

本入札について、質問がある場合は、下記メール宛てにお問い合わせください。（質問はメールでのみ受け付けます。）

海老名市 財務部 財産・車両課 zaisan@city.ebina.kanagawa.jp

※1 メールには、質問者の住所、氏名（名称）、電話番号等質問者が確認できる事項も記載してください。

※2 問合せは、原則1社（者）1回とします。

① 質問受付期間

令和8年1月6日（火）～令和8年2月10日（火）

② 回答

受付から、原則4営業日程度でメールにて回答いたします。

なお、入札に関する質問と回答につきましては、市のホームページでも質問者名を伏せて公表いたします。

市有財産売買契約書（案）

売出人海老名市長（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、その所有する別表の市有財産（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙へ売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金）

第 2 条 売買代金は、金（落札金額）円とする。

（契約保証金）

第 3 条 乙は、契約保証金として金（契約保証金額）円を、この契約の締結の日までに甲の発行する納付書により海老名市指定金融機関に納入しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金（入札保証金額）円は入札保証金から充当するものとする。

3 第 1 項の契約保証金は、第 17 条に定める損害賠償の額又はその一部としないものとする。

4 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は第 12 条により甲が解除権を行使したときは、第 1 項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入）

第 4 条 乙は、第 2 条の売買代金から前条の契約保証金を控除した金（落札金額－契約保証金額）円を甲の発行する納入通知書により契約を締結した日から 30 日以内の甲が定める納期限内に、海老名市指定金融機関に納入するものとする。

2 甲は、乙が前項に定める金額を完納したときに、契約保証金を売買代金の一部に充当できるものとする。

（延滞金）

第 5 条 乙は、前条に定める売買代金の納入を遅延したときは、海老名市諸収入に対する延滞金徴収条例（昭和 40 年条例第 12 号）の規定の例により延滞金を算出し、当該延滞金を加算して納入しなければならない。

（所有権の移転時期）

第 6 条 売買物件の所有権は、乙が第 4 条第 1 項に定める売買代金（前条の規定により延滞金に加算された場合は、売買代金及び延滞金）を完納したときに、甲から乙へ移転する。

(登記嘱託等)

第 7 条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 乙は、この契約の締結の際に前項の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

3 第 1 項の所有権移転登記に必要な登記費用、登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第 8 条 甲は、第 6 条により所有権が移転したときをもって、現況のまま売買物件を乙に引き渡すものとする。

(契約不適合等)

第 9 条 乙は、この契約締結後、本物件に土壤汚染、地中埋設物、面積の不足その他この契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、本物件の修補その他履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第 10 条 甲乙双方の責めに帰さない理由により、本物件の引渡し前にこの契約に定める条項の履行が不能となったときは、この契約は直ちに終了するものとし、相互に賠償の責めに任じないものとする。

なお、甲乙両者は、本条により契約が終了したときは、文書を取り交わしてその旨を確認するものとする。

(物件の維持管理等)

第 11 条 乙は、売買物件の敷地及びその敷地内に存する工作物、立木等の維持管理、解体、撤去、処分等を自らの責任と費用負担において行うものとする。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告なしにこの契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

2 甲は、乙が海老名市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 28 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当するもの（以下「暴力団等」という。）であること、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条に違反したこと及び暴力団等と密接な関係を有することが判明したときは、この契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害

の賠償の責を負わないものとする。

- 3 甲及び乙は、第 24 条により両者が協議して定めたときは、この契約を解除することができる。

(関係法令等の遵守及び用途制限等)

第 13 条 乙は、この契約の履行に当たり関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 乙は、売買物件を海老名市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

第 14 条 甲は、この契約の履行について乙の義務の履行状況を確認するため必要があると認められる場合、実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。

- (1) 第 12 条第 2 項の規定により、甲が契約を解除したとき。
(2) 第 11 条及び第 13 条に定める規定に違反したとき。
(3) 前条の規定に違反して正当な理由がなく調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ったとき。
2. 前項の違約金は、第 17 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 16 条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力等を行わなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第 18 条 乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(返還金及び利息)

第 19 条 甲は、この契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を乙に返還するものとする。この場合において当該売買代金に利息は付さないものとする。

(原状回復義務)

第 20 条 乙は、甲が第 12 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失し、又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

3 乙は、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

4 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならないものとする。

(費用の負担)

第 21 条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第 22 条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(相隣関係等への配慮)

第 23 条 乙は、売買物件の引き渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義等の決定)

第 24 条 この契約に関し疑義が生じたときは、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 25 条 この契約について、訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄区域とする裁判所で行うものとする。

(以下この頁余白)

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 海老名市勝瀬175番地の1
海老名市
市長 内野 優

乙 住所
氏名

別 表（第1条関係）
土地

所 在	地 番	地 目	地 積（公簿・実測）
海老名市中央一丁目	380 番 4	宅地	502.50 m ²

市有財産売買契約書（案）

売出人海老名市長（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、その所有する別表の市有財産（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙へ売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金）

第 2 条 売買代金は、金（落札金額）円とする。

（契約保証金）

第 3 条 乙は、契約保証金として金（契約保証金額）円を、この契約の締結の日までに甲の発行する納付書により海老名市指定金融機関に納入しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金（入札保証金額）円は入札保証金から充当するものとする。

3 第 1 項の契約保証金は、第 17 条に定める損害賠償の額又はその一部としないものとする。

4 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は第 12 条により甲が解除権を行使したときは、第 1 項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入）

第 4 条 乙は、第 2 条の売買代金から前条の契約保証金を控除した金（落札金額－契約保証金額）円を甲の発行する納入通知書により契約を締結した日から 30 日以内の甲が定める納期限内に、海老名市指定金融機関に納入するものとする。

2 甲は、乙が前項に定める金額を完納したときに、契約保証金を売買代金の一部に充当できるものとする。

（延滞金）

第 5 条 乙は、前条に定める売買代金の納入を遅延したときは、海老名市諸収入に対する延滞金徴収条例（昭和 40 年条例第 12 号）の規定の例により延滞金を算出し、当該延滞金を加算して納入しなければならない。

（所有権の移転時期）

第 6 条 売買物件の所有権は、乙が第 4 条第 1 項に定める売買代金（前条の規定により延滞金加算された場合は、売買代金及び延滞金）を完納したときに、甲から乙へ移転する。

(登記嘱託等)

第 7 条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 乙は、この契約の締結の際に前項の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

3 第 1 項の所有権移転登記に必要な登記費用、登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第 8 条 甲は、第 6 条により所有権が移転したときをもって、現況のまま売買物件を乙に引き渡すものとする。

(契約不適合等)

第 9 条 乙は、この契約締結後、本物件に土壤汚染、地中埋設物、面積の不足その他この契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、本物件の修補その他履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第 10 条 甲乙双方の責めに帰さない理由により、本物件の引渡し前にこの契約に定める条項の履行が不能となったときは、この契約は直ちに終了するものとし、相互に賠償の責めに任じないものとする。

なお、甲乙両者は、本条により契約が終了したときは、文書を取り交わしてその旨を確認するものとする。

(物件の維持管理等)

第 11 条 乙は、売買物件の敷地内に存する工作物、立木等の維持管理、解体、撤去、処分等を自らの責任と費用負担において行うものとする。ただし、売買物件の敷地内に存する汚水桝及び防犯灯の維持管理については、甲が行うものとする。

2 乙は、売買物件の敷地内に存する汚水桝及び防犯灯に係る敷地を海老名市が無償で使用するについて了承するものとする。

3 乙は、売買物件の敷地内に存する汚水桝及び防犯灯の移設を希望する場合は、事前に海老名市及び移設先地権者と協議を行い、その了承を得なければならない。

4 前項の移設に要する費用は、乙の負担とする。

5 乙は、売買物件の所有権を移転する場合には、所有権を得る者に前各項の義務を承継させなければならない。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告なしにこの契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に

損害が生じても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- 2 甲は、乙が海老名市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 28 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当するもの（以下「暴力団等」という。）であること、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条に違反したこと及び暴力団等と密接な関係を有することが判明したときは、この契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。
- 3 甲及び乙は、第 24 条により両者が協議して定めたときは、この契約を解除することができる。

（関係法令等の遵守及び用途制限等）

第 13 条 乙は、この契約の履行に当たり関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 乙は、売買物件を海老名市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

（実地調査等）

第 14 条 甲は、この契約の履行について乙の義務の履行状況を確認するため必要があると認められる場合、実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。

- （1）第 12 条第 2 項の規定により、甲が契約を解除したとき。
- （2）第 11 条及び第 13 条に定める規定に違反したとき。
- （3）前条の規定に違反して正当な理由がなく調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ったとき。

- 2 前項の違約金は、第 17 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第 16 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

（損害賠償）

第 17 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第 18 条 乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(返還金及び利息)

第 19 条 甲は、この契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を乙に返還するものとする。この場合において、当該売買代金に利息は付さないものとする。

(原状回復義務)

第 20 条 乙は、甲が第 12 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失し、又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

3 乙は、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

4 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならないものとする。

(費用の負担)

第 21 条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第 22 条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(相隣関係等への配慮)

第 23 条 乙は、売買物件の引き渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義等の決定)

第 24 条 この契約に関し疑義が生じたときは、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 25 条 この契約について、訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄区域とする裁判所で行うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のう
え、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 海老名市勝瀬 1 7 5 番地の 1
海老名市
市 長 内 野 優

乙 住所
氏名

別 表（第 1 条関係）
土地

所 在	地 番	地 目	地 積（公簿・実測）
海老名市河原口宿	286 番 1	宅地	262.19 m ²

市有財産売買契約書（案）

売出人海老名市長（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、その所有する別表の市有財産（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙へ売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金）

第 2 条 売買代金は、金（落札金額）円とする。

（契約保証金）

第 3 条 乙は、契約保証金として金（契約保証金額）円を、この契約の締結の日までに甲の発行する納付書により海老名市指定金融機関に納入しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金（入札保証金額）円は入札保証金から充当するものとする。

3 第 1 項の契約保証金は、第 17 条に定める損害賠償の額又はその一部としないものとする。

4 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき、又は第 12 条により甲が解除権を行使したときは、第 1 項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入）

第 4 条 乙は、第 2 条の売買代金から前条の契約保証金を控除した金（落札金額－契約保証金額）円を甲の発行する納入通知書により契約を締結した日から 30 日以内の甲が定める納期限内に、海老名市指定金融機関に納入するものとする。

2 甲は、乙が前項に定める金額を完納したときに、契約保証金を売買代金の一部に充当できるものとする。

（延滞金）

第 5 条 乙は、前条に定める売買代金の納入を遅延したときは、海老名市諸収入に対する延滞金徴収条例（昭和 40 年条例第 12 号）の規定の例により延滞金を算出し、当該延滞金を加算して納入しなければならない。

（所有権の移転時期）

第 6 条 売買物件の所有権は、乙が第 4 条第 1 項に定める売買代金（前条の規定により延滞金に加算された場合は、売買代金及び延滞金）を完納したときに、甲から乙へ移転する。

(登記嘱託等)

第 7 条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 乙は、この契約の締結の際に前項の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

3 第 1 項の所有権移転登記に必要な登記費用、登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第 8 条 甲は、第 6 条により所有権が移転したときをもって、現況のまま売買物件を乙に引き渡すものとする。

(契約不適合等)

第 9 条 乙は、この契約締結後、本物件に土壌汚染、地中埋設物、面積の不足その他この契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、本物件の修補その他履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(不可抗力による契約の終了)

第 10 条 甲乙双方の責めに帰さない理由により、本物件の引渡し前にこの契約に定める条項の履行が不能となったときは、この契約は直ちに終了するものとし、相互に賠償の責めに任じないものとする。

なお、甲乙両者は、本条により契約が終了したときは、文書を取り交わしてその旨を確認するものとする。

(物件の維持管理等)

第 11 条 乙は、売買物件の敷地内に存する工作物、立木等の維持管理、解体、撤去、処分等を自らの責任と費用負担において行うものとする。ただし、売買物件の敷地内に存する汚水桝、防犯灯及び消火器の維持管理については、甲が行うものとする。

2 乙は、売買物件の敷地内に存する汚水桝、防犯灯及び消火器に係る敷地を海老名市が無償で使用するについて了承するものとする。

3 乙は、売買物件の敷地内に存する汚水桝、防犯灯及び消火器の移設を希望する場合は、事前に海老名市及び移設先地権者と協議を行い、その了承を得なければならない。

4 前項の移設に要する費用は、乙の負担とする。

5 乙は、売買物件の所有権を移転する場合には、所有権を得る者に前各項の義務を承継させなければならない。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告なしに

この契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害が生じて、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- 2 甲は、乙が海老名市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 28 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当するもの（以下「暴力団等」という。）であること、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条に違反したこと及び暴力団等と密接な関係を有することが判明したときは、この契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害が生じて、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。
- 3 甲及び乙は、第 24 条により両者が協議して定めたときは、この契約を解除することができる。

（関係法令等の遵守及び用途制限等）

第 13 条 乙は、この契約の履行に当たり関係法令等を遵守しなければならない。

- 2 乙は、売買物件を海老名市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

（実地調査等）

第 14 条 甲は、この契約の履行について乙の義務の履行状況を確認するため必要があると認められる場合、実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。

- (1) 第 12 条第 2 項の規定により、甲が契約を解除したとき。
- (2) 第 11 条及び第 13 条に定める規定に違反したとき。
- (3) 前条の規定に違反して正当な理由がなく調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ったとき。

- 2 前項の違約金は、第 17 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第 16 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などを行わなければならない。

（損害賠償）

第 17 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないことにより、甲に損害を与えた

ときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第 18 条 乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(返還金及び利息)

第 19 条 甲は、この契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を乙に返還するものとする。この場合において、当該売買代金に利息は付さないものとする。

(原状回復義務)

第 20 条 乙は、甲が第 12 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失し、又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

3 乙は、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

4 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならないものとする。

(費用の負担)

第 21 条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第 22 条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(相隣関係等への配慮)

第 23 条 乙は、売買物件の引き渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義等の決定)

第 24 条 この契約に関し疑義が生じたときは、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 25 条 この契約について、訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄区域とする裁判所で行うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のう
え、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 海老名市勝瀬 1 7 5 番地の 1
海老名市
市 長 内 野 優

乙 住所
氏名

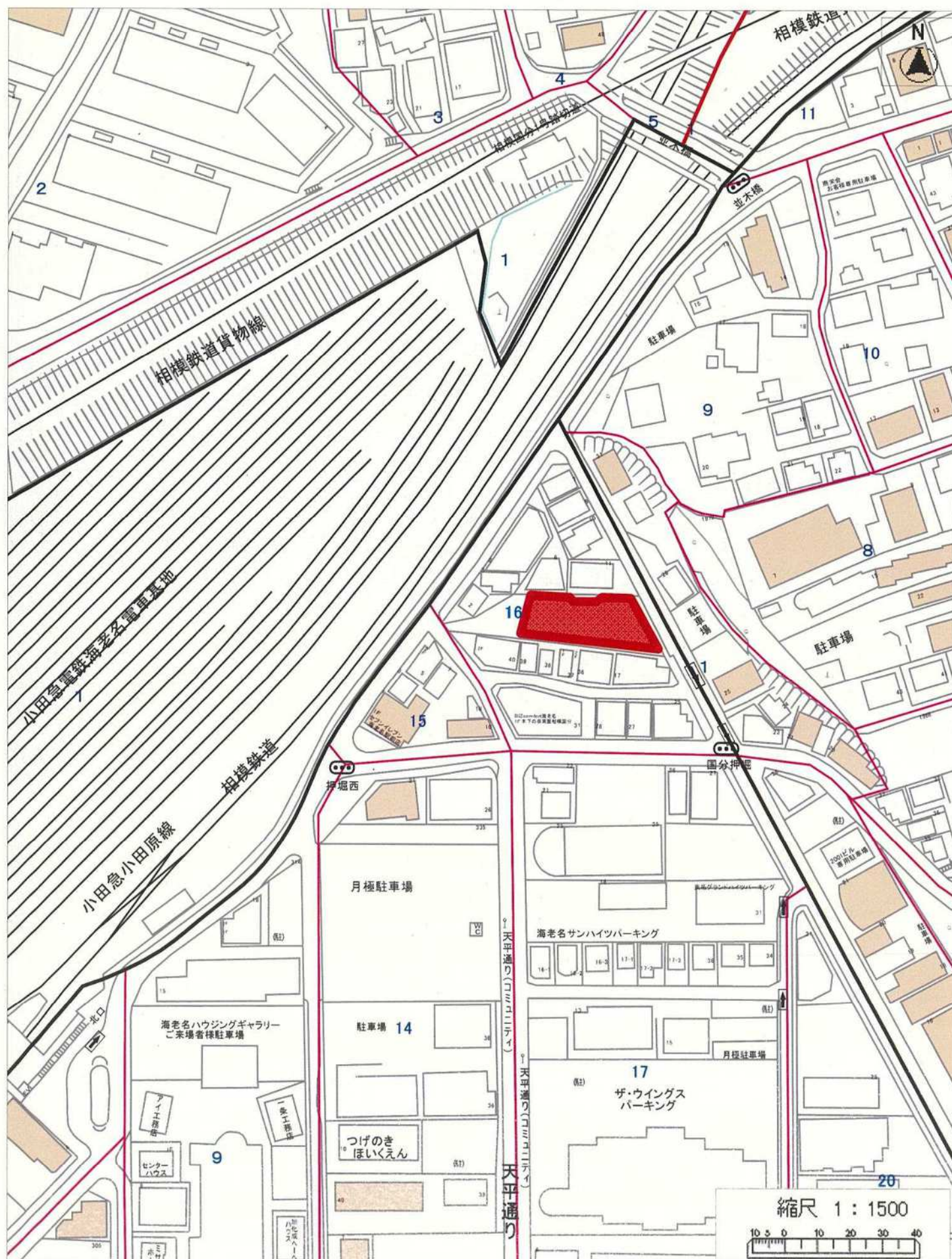
別 表（第 1 条関係）
土地

所 在	地 番	地 目	地 積（公簿・実測）
海老名市河原口三丁目	150 番 1	宅地	220.57 m ²
海老名市河原口三丁目	151 番 1	宅地	179.66 m ²

物 件 調 書

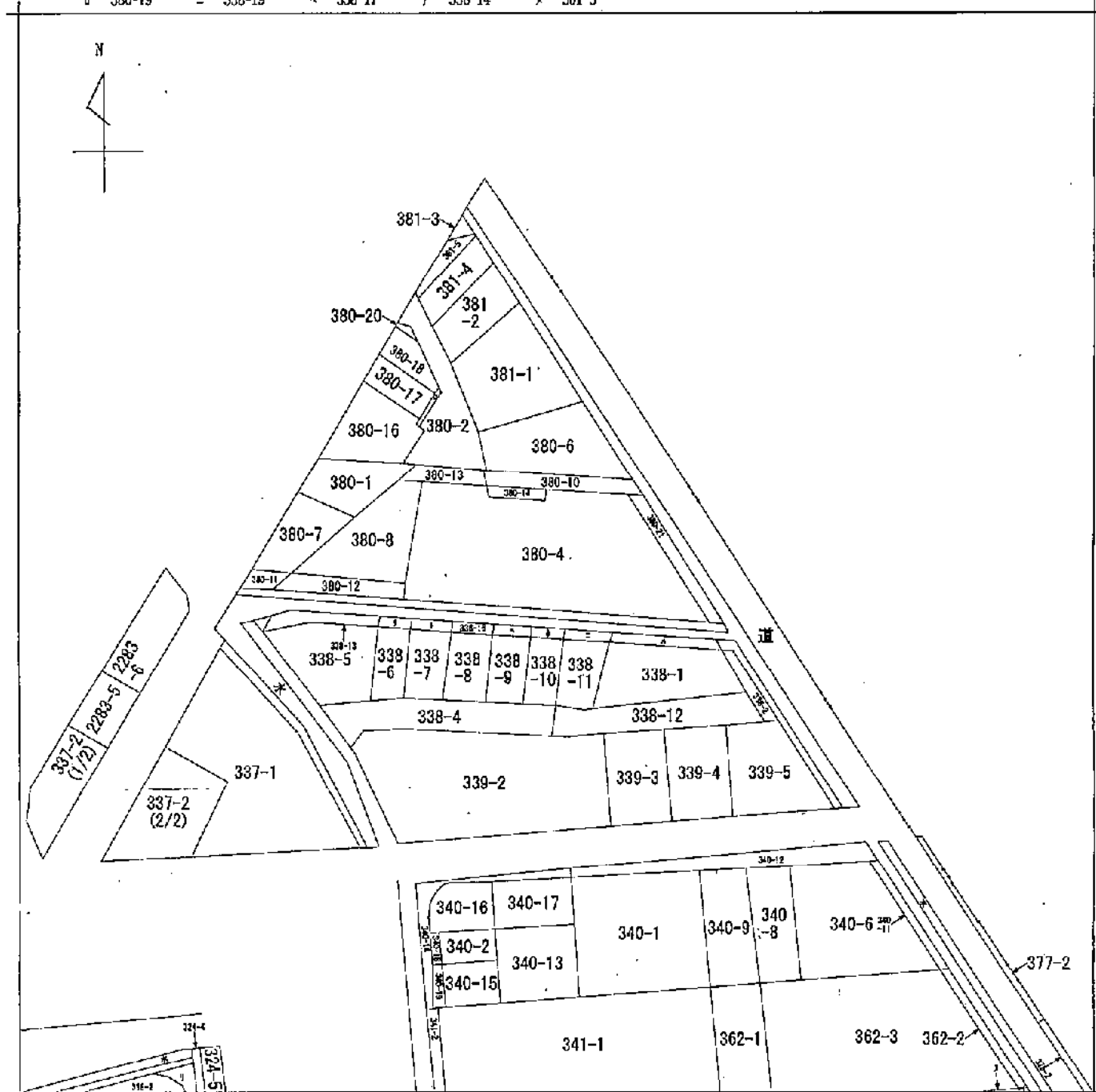
物件番号 7 (一) 1		最低入札価格		金 180,900,000 円			
	所在地	公簿地目	面積				
			公簿	実測			
土地	海老名市中央一丁目 380 番 4	宅地	502.50 m ²	502.50 m ²			
接面道路との関係		東側幅員約 7 m 舗装市道に接面 南側幅員約 2.7 m 暗渠水路に接面 (歩行可能)					
法令等による制限	都市計画法 ・ 建築基準法	市街化区域	容積率	200%	建ぺい率	80%	
		用途地域	近隣商業地域				
		その他規制	準防火地域				
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地域の有無	無				
	その他	相模川洪水浸水想定区域 (浸水深 3.0 m 未満)					
供給処理施設状況	電 気	可			私道の負担等に関する事項	負担の有無	なし
	上水道	有・引込可	引込管有 接面市道から引込可能				
	下水道	引込可	接面市道から引込可能				
交通機関	鉄 道	小田急小田原線「海老名駅」約 580 m (道路距離) 相鉄本線「海老名駅」北口約 300 m (道路距離)					
留意事項	○本物件は、令和 7 年 3 月まで海老名駅東口第 4 有料自転車駐車場の一部として使用されていた土地です。 ○本物件は、地下埋設物を含めた現状有姿での引渡しになりますので、事前に現地及び諸規則について確認してください。 ○本物件敷地内に残置する工作物、ごみ、ガラ、岩石、廃材、地下埋設物等の解体、撤去、処分等に要する費用は、買受者の負担となります。 ○本物件敷地への侵入防止のためのフェンス等の工作物等及び敷地内の工作物等の撤去、処分等も買受者の負担になります。 ○土壌汚染、地下埋設物、地盤調査は、実施していません。 ○地耐力調査は、実施していません。 ○土地利用に際しては、地域住民等との調整を行うとともに越境物、境界等の取扱いについても、関係地権者と十分協議してください。 ①本物件については、令和 3 年に隣接土地所有者と立会いを行い、境界の確認を行っています。						

案内図



公 図 写

イ 351-2 ハ 338-20 ホ 338-18 ニ 338-15 ヘ 338-3
ロ 380-19 ニ 338-19 ホ 338-17 ニ 338-14 ヘ 361-3



A 中央1丁目
B 中央1丁目

請求部	所在	海老名市中央一丁目				地番	380番4			
出力尺	1/600	精度区分		座標系 番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備考 年月日 (原図)			補記事項		

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年2月26日	不動産番号	0218000421132
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	海老名市中央一丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	可反転	備考	原因及びその日付〔登記の日付〕
380番4	田	⑩	302		余白
余白	余白		290		③380番4、380番14に分筆 〔昭和45年6月1日〕
余白	宅地		290	00	②③昭和39年8月1日地目変更 〔昭和45年9月2日〕
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月26日
余白	余白		637	10	③380番5、380番15を合筆 〔令和3年3月23日〕
余白	余白		502	50	③錯誤 ③380番4、380番21に分筆 〔令和3年3月23日〕

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成6年9月26日 第43824号	原因 平成6年9月12日売買 所有者 海老名市勝瀬175番地 海老名市土地開発公社 順位3番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成16年3月25日 第12944号	原因 平成11年1月7日変更 主たる事務所 海老名市勝瀬175番地の1
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月26日
2	所有権移転	平成16年3月25日 第12945号	原因 平成16年3月19日売買 所有者 海老名市
3	合併による所有権登記	令和3年3月16日 第9151号	所有者 海老名市



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D88444 (1/10)

1/2

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年7月4日

横浜地方法務局大和出張所

登記官

山崎 憲一

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

u

整理番号 D88444 (1/10)

2/2

登記年月日：令和3年3月23日

地積測量図

地積測量図

地番 380-4、-21

土地の所在 海老名市中央一丁目

地番(A) 380-4

測点	X	Y	$X_{m1} - X_{m2}$	$Y - (X_{m1} - X_{m2})$	備考
148	-60303.357	-39785.300	12.415	-40393.4	コンクリート杭
201	-60304.694	-39776.065	-2.826	112407.159	コンクリート杭
203	-60306.183	-39776.301	-2.761	109822.367	コンクリート杭
205	-60307.455	-39767.698	0.247	-9822.621	コンクリート杭
204	-60305.939	-39767.492	-0.162	6442.332	コンクリート杭
215	-60307.617	-39755.736	-17.299	88734.477	市金置欄
216	-60323.235	-39747.192	-10.010	397869.391	市金置欄
K29	-60317.627	-39788.451	6.126	-243744.050	市コンクリート杭
208	-60317.109	-39788.337	14.270	-567779.568	コンクリート杭
面積	1005.012903	面積	502.5064515	地積	502.50 m ²

地番(B) 380-21

測点	X	Y	$X_{m1} - X_{m2}$	$Y - (X_{m1} - X_{m2})$	備考
215	-60307.617	-39755.736	15.298	-608103.737	市金置欄
209	-60307.939	-39753.486	-15.929	632233.262	市金置欄
212	-60323.546	-39744.899	-15.296	607937.975	計算点
216	-60323.235	-39747.192	15.929	-633133.021	市金置欄
併線	65.521555	面積	32.7607775	地積	32.76 m ²

合計 535.2672290 m²

基本三角点等・恒久的地物の座標値

測点	X	Y	備考
23NT.1	-60327.199	-39737.002	市用地測量基準点：鉄
23NT.2	-60322.418	-39772.576	市用地測量基準点：鉄
23NT.3	-60312.096	-39822.536	市用地測量基準点：鉄
KA2	-60323.195	-39768.859	水路境界線：市金置欄
KA7	-60319.833	-39792.167	水路境界線：市金置欄
KA10	-60326.406	-39745.427	水路境界線：市金置欄

測量年月日 令和 3年 3月 6日 位置座標(世界測地系 測地成果2011) 区系

「海老名市まちづくり都市計画図」の公衆図を使用

「技術的測量」を受けていない基準点を使用

作成者

一統社団法人海老名市公営住宅公社建設部 建設課 遠藤 篤

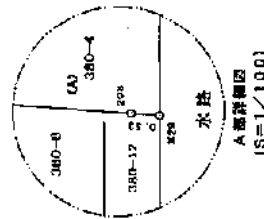
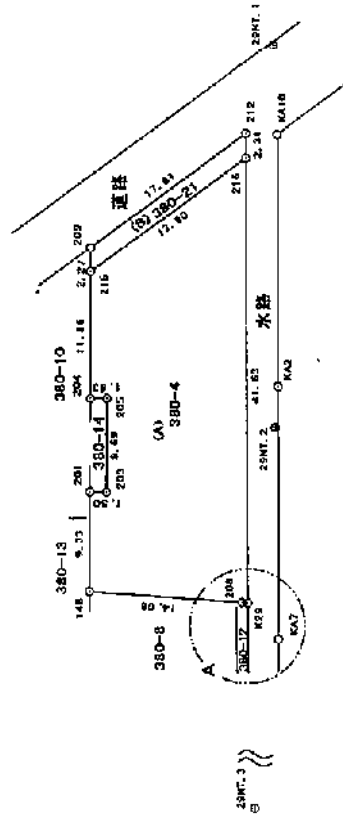
令和 3年 3月 6日作成

嘱託者

海老名市長 内野 隆

縮尺

1/500



現 地 写 真



西側道路から撮影



西側から撮影



南東側から撮影

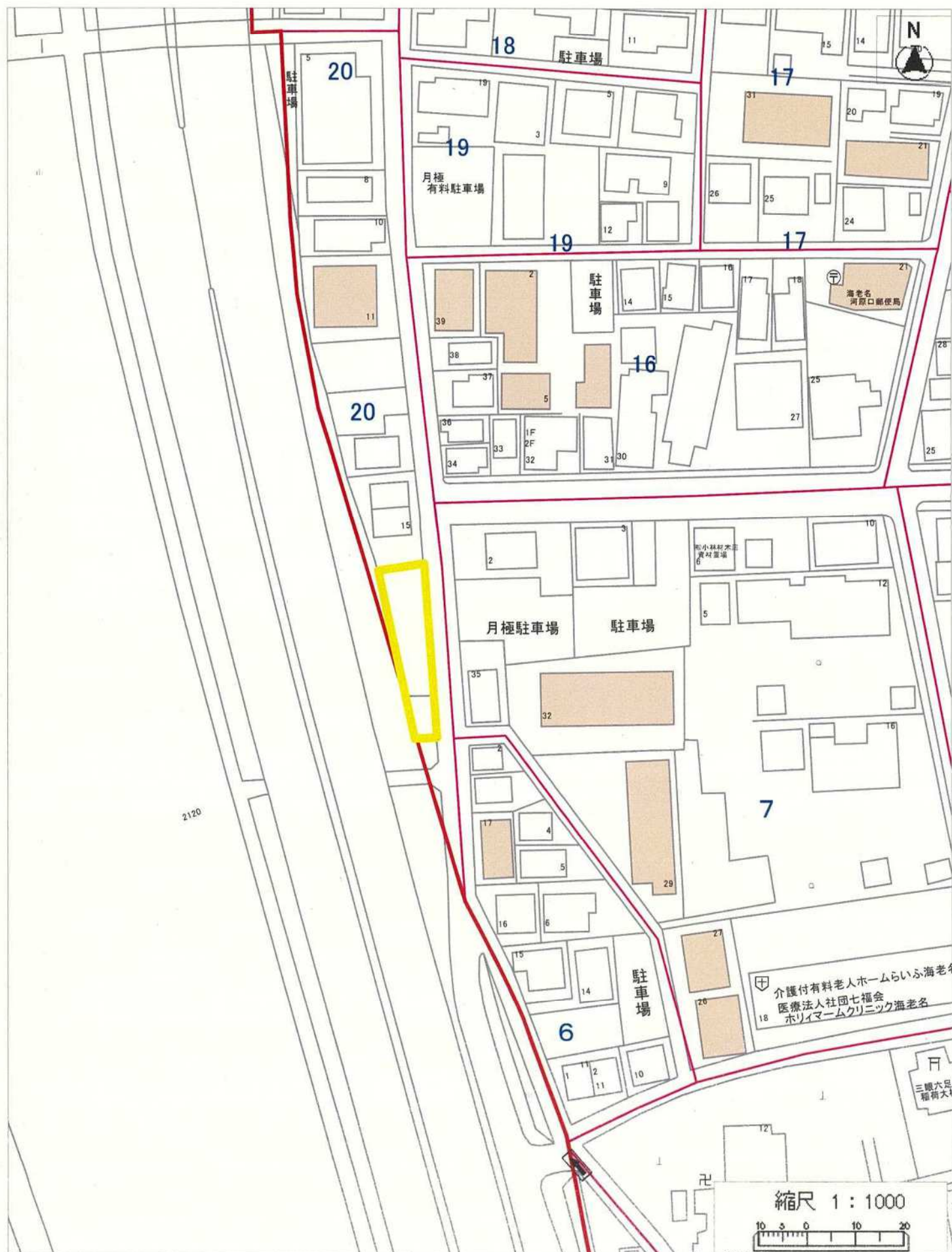


北東側から撮影

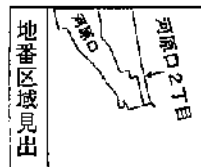
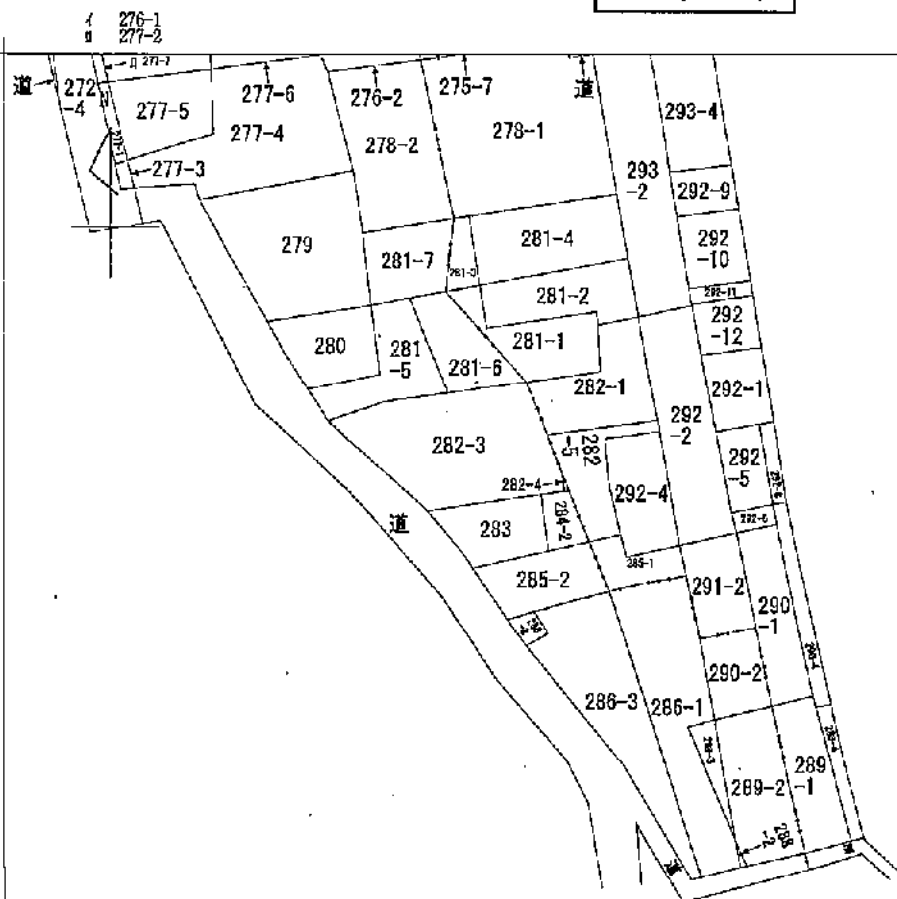
物 件 調 書

物件番号 7 (一) 2		最低入札価格		金 37,755,360 円			
	所在地	公簿地目	面積				
			公簿	実測			
土地	海老名市河原口宿 286 番 1	宅地	262.19 m ²	262.19 m ²			
接面道路との関係		東側幅員約 5.7m舗装市道に接面					
法令等による制限	都市計画法 ・ 建築基準法	市街化区域	容積率	200%	建ぺい率	60%	
		用途地域	第1種住居地域				
		その他規制	準防火地域				
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地域の有無	無				
	その他	相模川洪水浸水想定区域（浸水深 5.0m未満）					
供給処理施設状況	電 気	可			私道の負担等に関する事項	負担の有無	なし
	上水道	引込可	接面市道から引込可能				
	下水道	可					
機 交 関 通	鉄 道	小田急小田原線「厚木駅」約 680m（道路距離）					
留 意 事 項	○本物件は、地下埋設物を含めた現状有姿での引渡しになりますので、事前に現地及び諸規則について確認してください。 ○本物件敷地に残置する工作物、ごみ、ガラ、岩石、廃材、地下埋設物等の解体、撤去、処分等に要する費用は、買受者の負担となります。 ○本物件敷地内の電柱等の工作物の撤去、処分等も買受者の負担になります。 ○土壌汚染、地下埋設物、地盤調査は、実施していません。 ○地耐力調査は、実施していません。 ○本物件の敷地内及び敷地上空等に電柱（電柱附属物含む）・支線等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。 ○本物件敷地内に設置されている汚水枥及び防犯灯については、海老名市が無償でその敷地を使用することについて了承するものとし、移設等を希望する場合は、汚水枥については海老名市下水道課（TEL046-235-9619）、防犯灯については海老名市地域づくり課（TEL046-235-4789）に事前に協議を行い、了承を得たうえで、買受者の負担により行うものとします。 ○土地利用に際しては、地域住民等との調整を行うとともに越境物、境界等の取扱いについても、関係地権者と十分協議してください。 ○本売買物件は、令和4年に隣接土地所有者と立会いを行い、境界の確定を行っております。						

案内図



公 図 写



請求部	所在	海老名市河原口字宿				地番	286番1			
出縮	力尺 1/600	精度分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備考 年月日 (原図)			補記 事項		

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年2月26日	不動産番号	0218000380754
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	海老名市河原口字宿			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
286番	宅地	473	85	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日	
286番1	余白	464	40	①③286番1、286番2に分筆 〔平成12年9月13日〕	
余白	余白	262	19	③錯誤 ③286番1、286番3に分筆 〔令和6年8月23日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和22年3月28日 第504号	原因 昭和19年4月26日選定家督相続 所有者 [REDACTED] 順位1番の登記を移記
2	所有権一部移転	平成1年12月18日 第60683号	原因 平成1年12月16日贈与 共有者 [REDACTED] 持分100分の31 [REDACTED] 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日
3	共有者全員持分全部移転	平成12年10月19日 第47288号	原因 平成12年10月12日売買 所有者 横浜市中区住吉町一丁目2番地 神奈川 県 土 地 開 発 公 社
付記1号	3番登記名義人表示変更	平成15年4月3日 第14987号	原因 平成15年3月1日主たる事務所移転 主たる事務所 横浜市磯子区西町14番3号 代位者 国 土 交 通 省 代位原因 平成15年4月3日売買の所有権移 転登記請求権
4	所有権移転	平成15年4月3日 第14988号	原因 平成15年4月3日売買 所有者 国 土 交 通 省
5	所有権移転	令和6年9月9日 第30020号	原因 令和6年3月25日譲与 所有者 海 老 名 市

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D88445 (5/10)

1/2



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年7月4日

横浜地方法務局大和出張所

登記官

山崎 憲一

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D88445 (5/10)

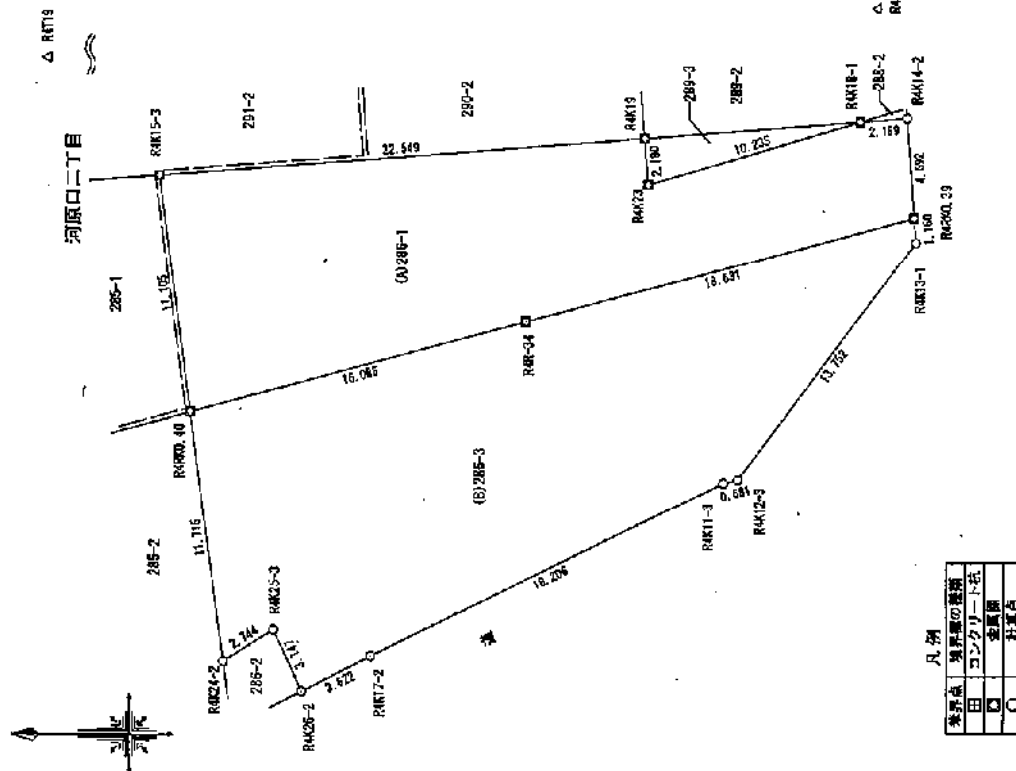
2/2

登記年月日：令和6年8月23日

地積測量図

地番 285-1
285-3

土地の所在 海老名市河原口字宿



被代位者 国土交通省

申請人 代位者 海老名市長 内野 優

縮尺 1/250

求積表

地番	NO	Xn	Yn	Xn-1	Yn-1	Xn - (Yn-1 - Yn-1)	Xn - (Yn-1 - Yn-1)
RAK15-3	RAK15-3	-61215.001	-41664.296	-12.762	760919.757		
RAK15-2	RAK15-2	-61216.451	-41675.306	-6.858	41999.88656		
RAK15-1	RAK15-1	-61231.392	-41671.152	9.022	-587435.03124		
RAK15-4	RAK15-4	-61240.976	-41668.284	8.548	-584376.02624		
RAK15-5	RAK15-5	-61248.848	-41681.605	4.511	-278297.153166		
RAK15-6	RAK15-6	-61247.453	-41681.773	-3.120	191092.05390		
RAK15-7	RAK15-7	-61237.652	-41684.723	-8.775	41520.47952		
RAK15-8	RAK15-8	-61237.483	-41682.549	0.427	-20148.40241		
合計	合計				-524.38070		
合計面積	合計面積				202.91950		m ²

地番	NO	Xn	Yn	Xn-1	Yn-1	Xn - (Yn-1 - Yn-1)	Xn - (Yn-1 - Yn-1)
RAK15-9	RAK15-9	-61215.451	-41675.306	-15.789	965322.15819		
RAK15-10	RAK15-10	-61217.980	-41685.421	-10.135	620606.44620		
RAK15-11	RAK15-11	-61220.292	-41685.442	-1.383	59379.86656		
RAK15-12	RAK15-12	-61221.580	-41688.313	-1.225	75057.657360		
RAK15-13	RAK15-13	-61224.807	-41688.663	5.112	-594615.325544		
RAK15-14	RAK15-14	-61241.729	-41678.602	8.231	-504443.19573		
RAK15-15	RAK15-15	-61241.789	-41678.431	11.160	-683458.305240		
RAK15-16	RAK15-16	-61250.058	-41687.442	12.147	-740004.45476		
RAK15-17	RAK15-17	-61248.975	-41685.784	-3.710	227237.415560		
RAK15-18	RAK15-18	-61231.892	-41671.152	-5.023	555435.031324		
合計	合計				-683.497204		
合計面積	合計面積				341.049020		m ²

地積計算書 604.040530 m²

測量年月日	令和4年10月27日
測量地番	海老名市長 内野 優 (測量年度2011)

境界点座標一覧表

点名	X座標	Y座標	備考
RAK15	-61199.616	-41659.445	国土交通省(測量年度2011)
RAK15	-61248.274	-41656.470	国土交通省(測量年度2011)

〔国土交通省公共測量成果を使用〕

作成者 海老名市役所 用地課

北原 敏男

(令和6年3月25日作成)

登記年月日：平成12年9月13日

地積測量図

前 286 後・新同一・新

地積測量図

139940

地 番 286番2-1

土地の所在 知者名市河原口寄智

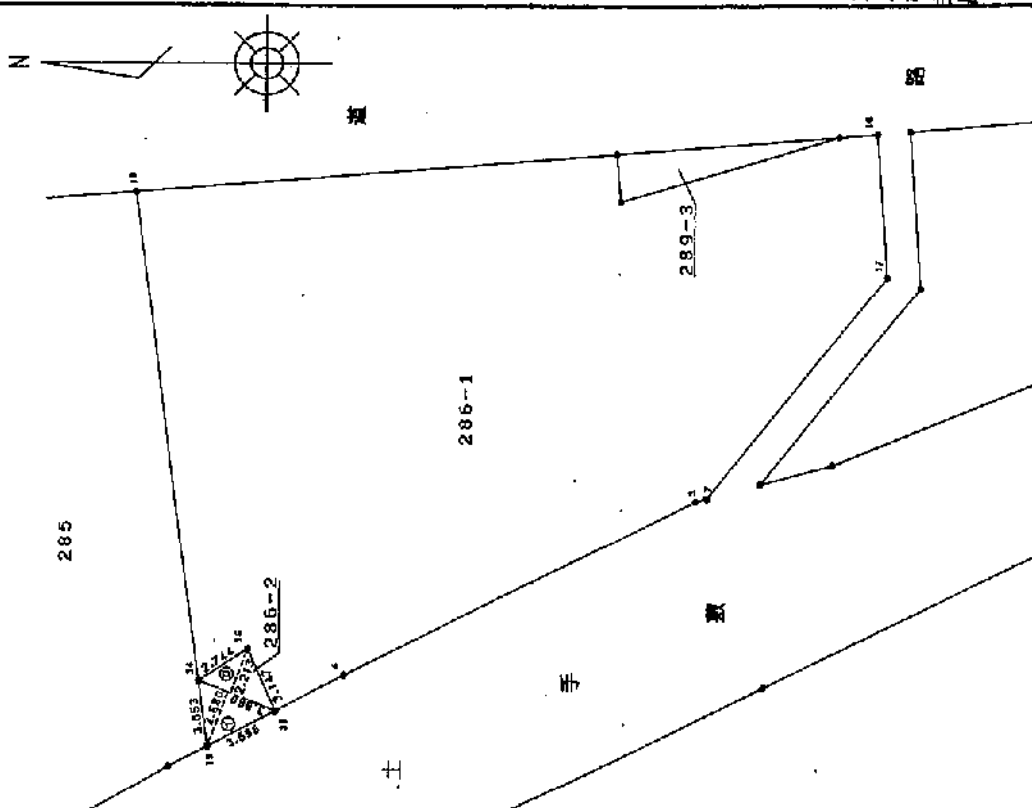
座標リスト

測点No.	座標	X 座標	Y 座標
1977スチャック		-61575.103	-41397.029
34測み		-61574.704	-41394.002
35測み		-61577.016	-41392.523
35測み		-61578.306	-41395.394
1832リート		-61571.724	-41371.374
1632リート		-61606.353	-41368.672
1732リート		-61606.822	-41375.317
777スチャック		-61598.368	-41385.547
377スチャック		-61597.854	-41385.680
477スチャック		-61581.532	-41393.747

測点No.	座標	X 座標	Y 座標
1977スチャック		-61575.103	-41397.029
34測み		-61574.704	-41394.002
35測み		-61577.016	-41392.523
35測み		-61578.306	-41395.394
1832リート		-61571.724	-41371.374
1632リート		-61606.353	-41368.672
1732リート		-61606.822	-41375.317
777スチャック		-61598.368	-41385.547
377スチャック		-61597.854	-41385.680
477スチャック		-61581.532	-41393.747

測点No.	座標	X 座標	Y 座標
1977スチャック		-61575.103	-41397.029
34測み		-61574.704	-41394.002
35測み		-61577.016	-41392.523
35測み		-61578.306	-41395.394
1832リート		-61571.724	-41371.374
1632リート		-61606.353	-41368.672
1732リート		-61606.822	-41375.317
777スチャック		-61598.368	-41385.547
377スチャック		-61597.854	-41385.680
477スチャック		-61581.532	-41393.747

測点No.	座標	X 座標	Y 座標
1977スチャック		-61575.103	-41397.029
34測み		-61574.704	-41394.002
35測み		-61577.016	-41392.523
35測み		-61578.306	-41395.394
1832リート		-61571.724	-41371.374
1632リート		-61606.353	-41368.672
1732リート		-61606.822	-41375.317
777スチャック		-61598.368	-41385.547
377スチャック		-61597.854	-41385.680
477スチャック		-61581.532	-41393.747



申請人 知者名市河原口寄智

作製者 知者名市河原口寄智

土地家屋調査士 西沢清

(日本土地家屋調査士会連合会)

縮尺 1/250

(日 記 簿 9)

現 地 写 真



南側から撮影



南東側から撮影

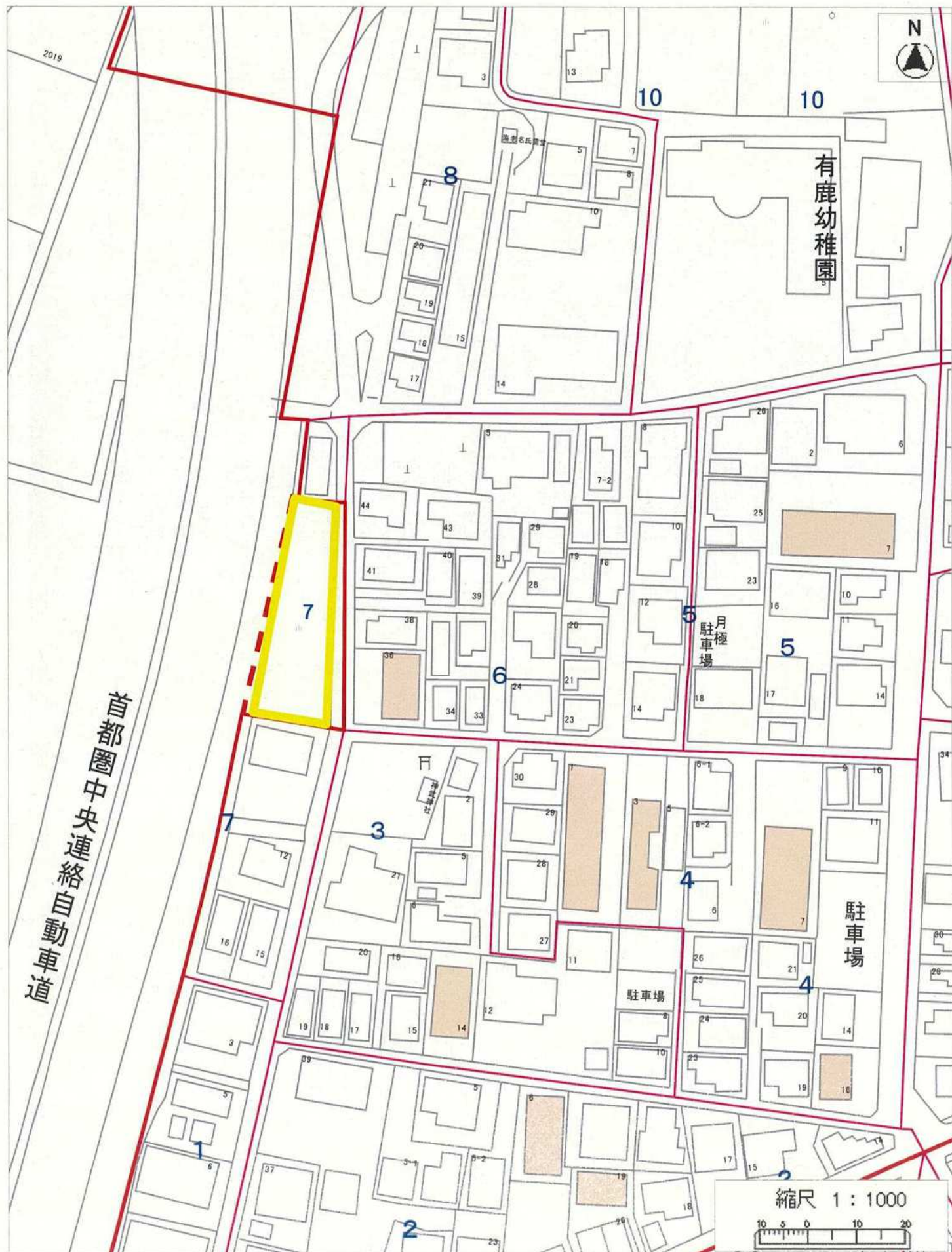


北東側から撮影

物 件 調 書

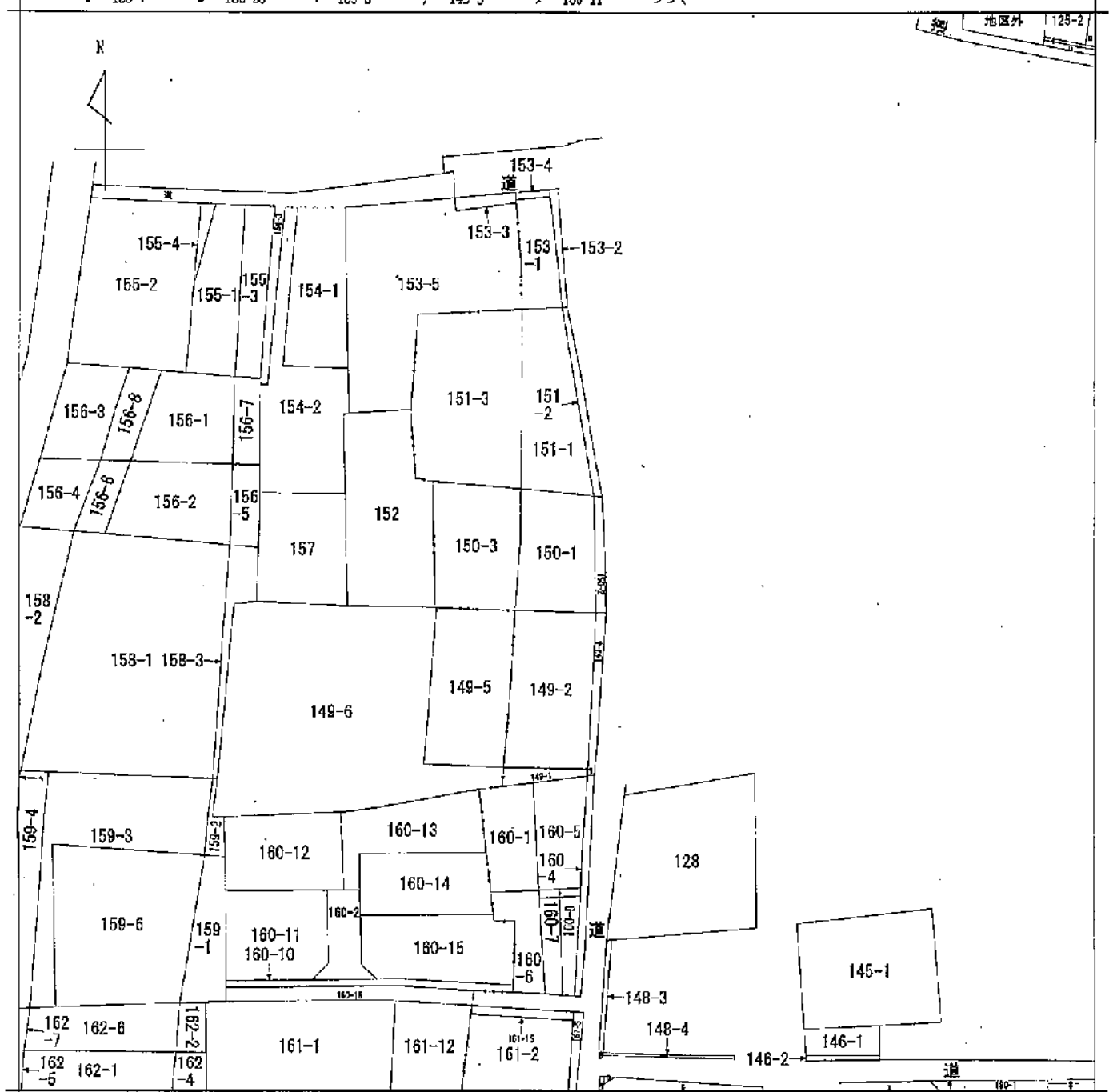
物件番号 7 (一) 3		最低入札価格		金 60,434,730 円			
土地	所在地	公簿地目		面積			
				公簿	実測		
	海老名市河原口三丁目 150-1	宅地		220.57 m ²	220.57 m ²		
	海老名市河原口三丁目 151-1	宅地		179.66 m ²	179.66 m ²		
合 計 (2筆)				400.23 m ²	400.23 m ²		
接面道路との関係		東側幅員約 4.7m舗装市道に接面					
法令等による制限	都市計画法 ・ 建築基準法	市街化区域	容積率	200%	建ぺい率	60%	
		用途地域	第1種住居地域				
		その他規制	準防火地域				
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地域の有無	有 (No.5 2)				
	その他	相模川洪水浸水想定区域 (浸水深 5.0m未満)					
施設状況	電気	可		私道の負担等に関する事項	負担の有無	なし	
	上水道	引込可	接面市道から引込可能				
	下水道	可					
交通機関	鉄 道	小田急小田原線「厚木駅」約 1.1 km (道路距離)					
留意事項	○本物件は、地下埋設物を含めた現状有姿での引渡しになりますので、事前に現地及び諸規則について確認してください。 ○本物件敷地内に残置する工作物、ごみ、ガラ、岩石、廃材、地下埋設物等の解体、撤去、処分等に要する費用は、買受者の負担となります。 ○本物件敷地内の電柱等の工作物の撤去、処分等も買受者の負担になります。 ○土壌汚染、地下埋設物、地盤調査は、実施していません。 ○地耐力調査は、実施していません。 ○本物件の敷地内及び敷地上空等に電柱 (電柱附属物含む) ・支線等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者にお問い合わせください。 ○本物件敷地内に設置されている汚水枡、防犯灯及び消火器については、海老名市が無償で敷地を使用することについて了承するものとし、移設等を希望する場合は、汚水枡については海老名市下水道課 (TEL046-235-9619)、防犯灯については海老名市地域づくり課 (TEL046-235-4789)、消火器については海老名市危機管理課 (TEL046-235-4501) に事前に協議を行い、了承を得たうえで、買受者の負担により行うものとします。 ○本物件敷地は、埋蔵文化財包蔵地に該当します。土地利用の際には、海老名市教育委員会教育総務課文化財係 (TEL046-235-4925) へお問い合わせください。 ○土地利用に際しては、地域住民等との調整を行うとともに越境物、境界等の取扱いについても、関係地権者と十分協議してください。 ○本売買物件は、令和4年に隣接土地所有者と立会いを行い、境界の確定を行っております。						

案 内 図



公 図 写

1 125-4 2 125-3 3 180-15 4 180-8 5 180-23 6 178-1
 7 125-7 8 180-25 9 159-5 10 149-3 11 180-11 12 つづ



A 河原口3丁目
 B 河原口3丁目

請求部	所在	海老名市河原口三丁目				地番	150番1			
出縮	力尺	1/600	精度	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日					備付年月日 (原図)			補記事項		

公 図 写

7 178-3
9 178-6
2 148-2

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年2月26日	不動産番号	0218000376994
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	海老名市河原口字宿			余 白	
	海老名市河原口三丁目			平成24年8月13日変更 平成24年8月13日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
150番	畑	433		余 白	
150番1	余 白	415		①③150番1、2に分筆 〔昭和49年11月15日〕	
余 白	宅地	415	51	②③昭和57年6月1日地目変更 〔平成4年7月20日〕	
余 白	余 白	余 白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月26日	
余 白	余 白	220	57	③錯誤 ③150番1、150番3に分筆 〔令和6年8月23日〕	

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和20年2月19日 第102号	原因 昭和8年4月20日家督相続 所有者 [redacted] [redacted] 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月26日
2	所有権移転	平成10年7月6日 第32740号	原因 平成9年9月2日相続 所有者 [redacted] [redacted]
3	所有権移転	平成11年3月18日 第13247号	原因 平成11年3月10日売買 所有者 建設省
4	所有権移転	令和6年9月9日 第30020号	原因 令和6年3月25日譲与 所有者 海老名市



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、郷刊関係を示すものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D88445 _ (_ 6 / 10)

1/2

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和7年7月4日

横浜地方法務局大和出張所

登記官

山崎 憲一

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D88445 (-6/10)

2/2

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成10年2月26日	不動産番号	0218000376996
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	海老名市河原口字宿			余白	
	海老名市河原口三丁目			平成24年8月13日変更 平成24年8月13日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕	
151番	宅地	604	95	余白	
151番1	余白	583	22	①③151番1、2に分筆 〔昭和49年11月15日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月26日	
余白	余白	179	66	③151番1、151番3に分筆 〔令和6年8月23日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和20年2月19日 第102号	原因 昭和8年4月20日家督相続 所有者 [REDACTED] 順位1番の登記を移記
2	所有権一部移転	平成4年9月17日 第38242号	原因 平成4年9月9日贈与 共有者 [REDACTED] 持分6分の1 [REDACTED] 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月26日
3	[REDACTED]分全部移転	平成10年7月6日 第32743号	原因 平成9年9月2日売買 所有者 [REDACTED] 持分6分の5 [REDACTED]
付記1号	3番所有権更正	余白	原因 平成9年9月2日相続 平成10年11月6日受付 第52891号 職権更正
4	所有権移転	平成11年3月18日 第13248号	原因 平成11年3月10日売買 所有者 建 設 省
5	所有権移転	令和6年9月9日 第30020号	原因 令和6年3月25日譲与 所有者 海 老 名 市

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D88445 (7/10)

1/2



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年7月4日

横浜地方方法務局大和出張所

登記官

山崎 憲一

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D88445 (7/10)

2/2

登記年月日：令和6年8月23日

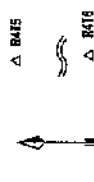
地積測量図

地積測量図

150-1
150-3

地番

土地の所在
海老名市河原口三丁目



求積表

地番	(A) 150-1	X_n	Y_n	$Y_{n+1}-Y_n-1$	$X_n \cdot (Y_{n+1}-Y_n-1)$
R428-42		-60801.187	-41624.253	-9.024	549271.742678
R480-77		-60805.479	-41623.609	-10.915	557800.392281
R48-56		-60805.479	-41625.205	-3.901	237271.750074
R480-76		-60811.616	-41624.510	9.959	-606310.751904
R428-80		-60821.917	-41625.237	12.535	-763546.017263
R4-300-17		-60820.592	-41624.971	0.652	-40283.233528
R4-300-18		-60816.835	-41624.575	0.624	-36517.003224
合計				合計	-441.154879
合計面積				合計面積	224.941140 m ²

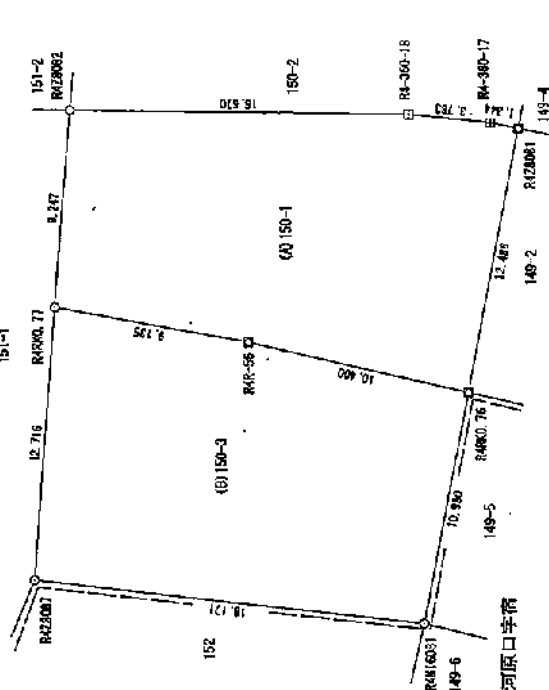
地番	(B) 150-3			Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1			
R480-77	-60800.479	-41633.659	-11.024	573812.509256		
R428-82	-60792.533	-41646.250	-14.624	553351.337902		
R480-80	-60817.593	-41648.303	8.720	-532073.465540		
R480-75	-60819.615	-41637.540	13.037	-796551.510752		
R42-56	-60805.474	-41635.206	3.901	-237271.750074		
合計			合計	-441.884223		
合計面積			合計面積	224.941140		
				224.94 m ²		

測量年月日	令和4年10月27日
測量者	世界測量株式会社(測量成果2011)

基準点座標一覧表

点名	X座標	Y座標	備考
R475	-60735.001	-41622.725	国土交通省4級基準点
R476	-60731.590	-41619.933	国土交通省4級基準点
R477	-60825.065	-41621.525	国土交通省4級基準点

〔国土交通省公共基準点を使用〕



測量点	境界線の種類
田	コンクリート造
〇	金属製
△	計算点

凡例

被代位者 国土交通省

作成者
海老名市役所
用地課

北原 敏男

(令和6年3月25日作成)

申請人
代位者 海老名市長 内野 優

縮尺
1/250

登記年月日：令和6年8月23日

地積測量図

地積測量図

地番	151-1 151-3
土地の所在	海老名市河原口三丁目

求積表

地番	(A)151-1	Xn	Yn	Yn-1-Yn-1	Xn - (Yn-1-Yn-1)
R4K39A-15	-60776.200	-41894.108	-5.438	326503.054600	
R4K40.78	-60776.128	-41829.178	-7.428	451445.03704	
R4K-57	-60489.132	-41831.595	-3.831	226983.154832	
R4K40.77	-60500.478	-41833.595	7.209	-438310.153111	
R4Z66A2	-60801.167	-41824.387	9.289	-563564.016823	
R4-38A-19	-60787.208	-41854.340	0.219	-13314.388114	
合計					-358.380072
合計面積					178.9900350 m ²

地番	(B)151-3	Xn	Yn	(Yn-1)-Yn	Xn - (Yn-1)-Yn-1
R4K40.78	-60776.128	-41629.778	-13.946	947521.104830	
R4Z66A3	-60774.521	-41642.541	-18.876	1147178.336336	
R4Z66A5	-60787.432	-41640.654	-3.614	219487.224849	
R4Z66A6	-60788.334	-41640.155	2.364	-143127.261516	
R4Z66A7	-60789.533	-41648.280	15.546	-949188.50018	
R4K40.77	-60800.479	-41633.603	14.044	-893402.184216	
R4K-57	-60788.132	-41651.595	3.831	-222883.164832	
合計				-812.016508	
合計面積				406.0062340 m ²	

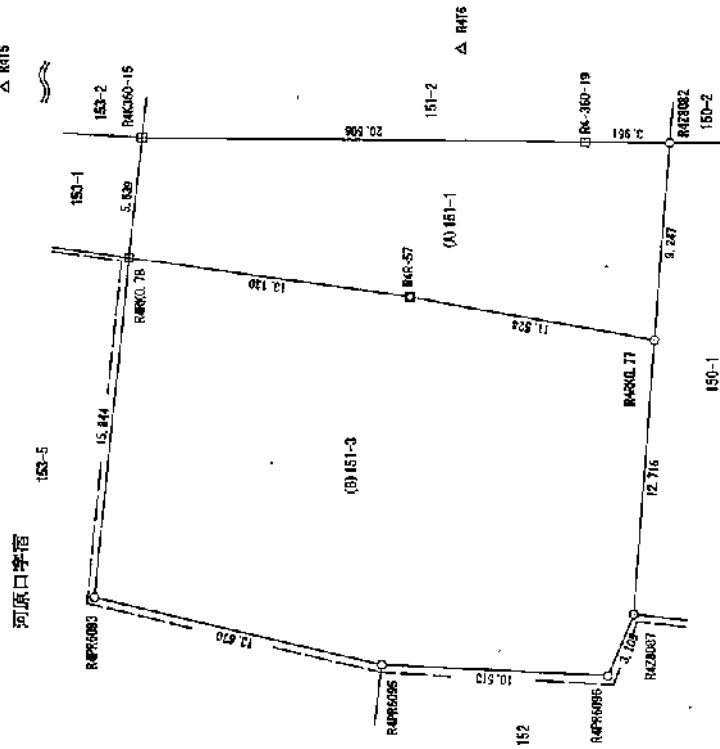
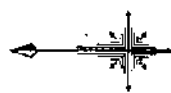
地積計測面積	555.5682690 m ²
--------	----------------------------

測量年月日	令和4年10月27日
図面作成	地積測量図作成(測量士2011)

基準点座標一覧表

点名	X座標	Y座標	備考
R415	-60769.001	-41852.775	国土交通省公共基礎点
R416	-60781.520	-41818.883	国土交通省公共基礎点
R417	-60823.095	-41821.525	国土交通省公共基礎点

「国土交通省公共基礎点」を使用



境界点	境界線の種類
田	コンクリート杭
◎	測量点
○	計算点

凡例

被代位者 国土交通省

海老名市長 内野 優

申請人 代位者

(令和6年3月25日作成)

海老名市役所 用地課

作成者

北原 敏男

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

課

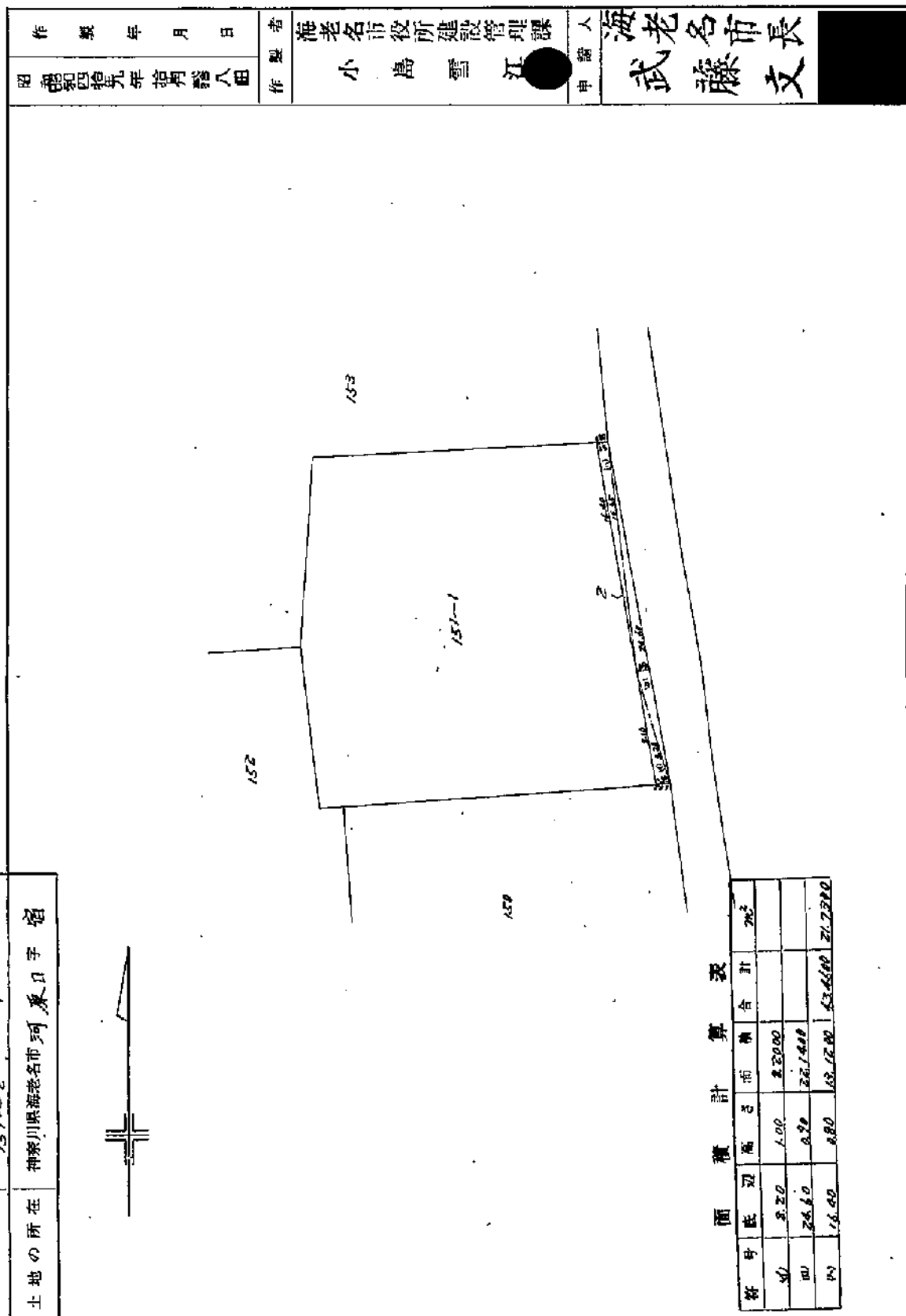
登記年月日：昭和49年11月15日

地積測量図

139739 前 15 / 後・新同一・新

地	番	151~2 -1
土地の所在	神奈川県海老名市河原口字宿	

地積測量図



面積計算表

符号	底辺	高さ	面積	合計	㎡
4)	8.20	1.00	8.2000		
10)	24.60	0.80	22.1400		
14)	16.40	0.80	13.1200	43.4600	26.7200

縮尺	1/300
----	-------

図	作製年	月	日	作製者	申請人
昭和49年拾月拾八日				海老名市役所建設管理課 小島 雪江	海老名市長 武藤 文

49.11.15

(1) 平成24年8月13日
この図面に記載されている土地の全部又は一部に
ついてその所在又は地番が変更された
上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日
付である。

現 地 写 真



北北東側から撮影



北側から撮影



南東側から撮影

市有財産一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

海老名市長 殿

申請者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	実印
	電 話	
代理人	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	実印
	電 話	

次の市有財産（土地）について、現地確認をした上で、一般競争入札に参加したいため、申請します。

なお、次の事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- （２）地方自治法第 238 条の 3 第 1 項の公有財産に関する従事する者でないこと。
- （３）海老名市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 4 号に掲げる暴力団員等若しくは同条第 5 号に掲げる暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- （４）国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

入札参加物件

物件番号	所在地(地番)

(注)

- ①複数の物件に参加を申し込む場合は、この用紙をコピーし、物件ごとに申し込んでください。
- ②代理人により申請する場合は、必ず委任状を添付してください。
- ③落札者となった場合は、入札保証金は契約保証金または売買代金に充当することができます。
また、契約保証金払いの時は契約保証金を売買代金に充当することができます。
- ④共有名義で入札の参加を申請する場合は、「市有財産一般競争入札参加申請書（別紙）」を提出してください。この場合、申請者は代表者としてください。

別紙

添付書類（※すべて発行後 3 ヶ月以内の原本）

- 個人の場合：印鑑証明書及び住民票の写し
- 法人の場合：印鑑証明書及び登記事項証明書又は商業登記簿謄本

市有財産一般競争入札参加申請書（別紙）

共同入札者一覧（申請者以外）

共同入札者 1	住所		
	氏名（名称）		印
	電話番号		
共同入札者 2	住所		
	氏名（名称）		印
	電話番号		
共同入札者 3	住所		
	氏名（名称）		印
	電話番号		
共同入札者 4	住所		
	氏名（名称）		印
	電話番号		
共同入札者 5	住所		
	氏名（名称）		印
	電話番号		

※ 1 個人は住民票、法人はその他主たる所在地及び名称並びに代表者の氏名を商業登記簿謄本のとおり記入。

※ 2 共同入札の場合は、申請者欄に共同入札者の代表者の住所及び氏名等を記入し、共同入札者欄に申請者以外の共有者の住所・氏名を記入しそれぞれの実印を押印。

※ 3 共有入札者の添付書類は、申請者と同様。

入札書

令和 年 月 日

海老名市長 殿

申請者 住所

氏名

実印

代理人 住所

氏名

実印

「市有財産の一般競争入札説明書」の記載内容を承知の上、次のとおり入札します。

入札金額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

物件番号	所在地(地番)

- (注) ① 申請者本人が入札する場合は、市有財産一般競争入札参加申請書と同じ印鑑登録済みの印を押印してください。
- ② 代理人が入札する場合には、必ず委任状の代理人欄に押印した印鑑と同じ印鑑を押印してください。
- ③ 金額は、算用数字右詰めで記入し、最初の数字の前に「〒」を記入してください。
- ④ 複数の物件に入札する場合は、この用紙をコピーして物件ごとに作成してください。

★★ 入札書の提出について ★★

※ 入札書は、長3封筒に入れ、物件番号、入札者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記（次ページのラベルを切り取って、これに記入し、封筒に貼付してください。）して、封緘印を押印して、入札日に持参のうえ提出してください（封筒は、各自でご用意ください。）。

※ 複数入札する場合は、入札する物件ごとに入札書を作成し、それぞれに封筒を作成してください。

入札書記載事項に誤りがある場合は、無効とします。

- ・入札説明書に示す入札条件に違反した入札書
- ・入札書において、次に掲げる不備があった場合
 - ア 入札者等所要事項の記載、押印がないもの
 - イ 金額を訂正したものあるいは金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 入札通知に示した案件名の記載がないもの
 - オ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- ・その他入札に関する条件に違反した入札書

※ 入札を辞退する場合は、入札書の金額欄に「辞退」と記載して提出してください。

※ 提出された入札書は、開札担当職員が開札時に開封します。

入札用封筒の作成について

下の図に必要な事項を記入の上、点線部分で切り取り、入札書を入れる封筒に貼付してください。

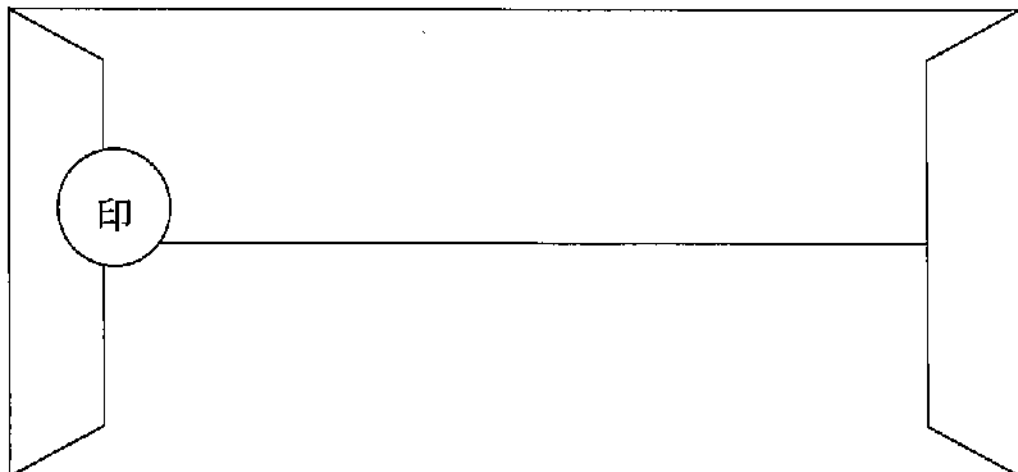
令和7年度 市有財産の売払い一般競争入札	
物件番号	入札者の住所氏名
	住所又は所在地
	氏名又は名称 及び代表者名

作成例
(表面)

令和7年度 市有財産の売払い一般競争入札	
物件番号 7 (一) ○	入札者の住所氏名
	住所又は所在地 ○○○○○○○○○○○○
	氏名又は名称 株式会社 ○○○○○ 及び代表者名 代表取締役社長 ○○○○

※切り抜いた紙を封筒表面に貼付してください。

(裏面)



委 任 状

代理人 住所

氏名

実印

私は、上記の者をもって代理人と定め、次の事項を委任します。

- ・ 下記海老名市市有財産売却の一般競争入札に関する一切の権限

物件番号	所在地(地番)

令和 年 月 日

海老名市長 殿

委任者 住所

氏名

実印

- (注) ① 委任者の印は、一般競争入札参加申請書と同じ印鑑登録済の印鑑を使用してください。
- ② 委任者が申請者である場合以外は、委任者の印に関する印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）を添付してください。
- ③ 委任者（申請者）が連名になる場合は、連名者全員の委任状が必要です。
- ④ 法人がその社員に委任する場合は、委任状は不要です。

添付書類（代理人）（※すべて発行後3ヶ月以内のもの）

- 個人の場合 印鑑証明書及び住民票
- 法人の場合 印鑑証明書及び登記事項証明書又は商業登記簿謄本

入札保証金返還請求書

令和 年 月 日

海老名市長 殿

申請者
住 所

氏 名 実印

代理人
住 所

氏 名 実印

金 円

ただし、「令和8年2月19日実施の市有財産の売払い一般競争入札」の入札保証金として納付したので、下記振込先に振り込んでください。

振込先

金融機関名	銀行・信金・（ ）	支店
預金種別	普通 当座 その他（ ）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

- (注) 1. 複数の物件に入札する場合は、この用紙をコピーして1件ごとに作成してください。
2. 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札決定後、市が所定の手続きを行った後に指定された口座へ振込みます（1ヶ月程度を予定）。

海老名市暴力団排除条例に係る誓約書

今般、海老名市の市有財産一般競争入札に参加するに当たっては、海老名市暴力団排除条例（平成 22 年海老名市条例第 43 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 4 号に掲げる暴力団員等若しくは同条第 5 号に掲げる暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないことを誓約します。

また、海老名市が上記内容を確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

なお、代理人及び代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び神奈川県警察本部への照会について本人の同意を得ております。

- 1 参加する入札 令和 8 年 2 月 19 日実施の市有財産の売払い一般競争入札
- 2 申請者 法人名若しくは個人名
代表者氏名 実印

(フリガナ) 代表者氏名	生年月日	性別	住所

- 3 代理人

(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住所

